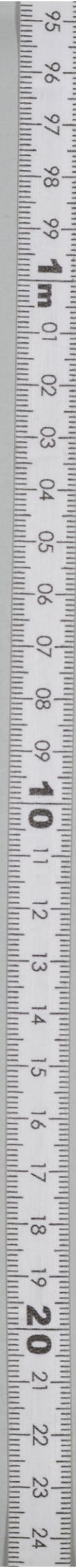


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

茅ヶ崎合同運送株式会社定款



第廿九號 合同運送株式會社定款



第廿九號 合同運送株式會社定款

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ合同運送株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ本店ヲ神奈川県高橋郡芳ヶ崎町芳ヶ

崎五百八十七番地ニ置キ必帶女場所ニ支店
又ハ出張所ヲ置ク事ヲ得

第參條 當會社ハ左ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トス

一 運送及運送取扱營業

二 倉庫業

三 物品委託販賣業

四 前記各條ニ關聯スル一切ノ業務ヲ

第四條 當會社ノ資本總額金五萬圓トス

第五條 當會社、存立期間ハ創立ノ日ヨリ滿參拾年トス
第六條 當會社、公告ハ右頭ニ掲載シテ之レヲナス

第貳章 株式

第七條 當會社、株式ハ壹千株トシテ壹株ノ金額ヲ
金五拾圓也トス

第八條 當會社、株式ハ壹株毎拾株券、貳種トス

第九條 當會社、株金拂込ハ第壹回壹株ニ付キ金參
拾六圓也第貳回以後ハ取締役會ノ決議ニ依リ
之ヲ定ム

第十條 當會社、株式ハ記名式トス

第十壹條 株式ヲ賣買讓渡セトスル時ハ豫メ當會社
ノ承認ヲ得然ル後其ノ株券ノ裏面相當棟

ニ當事者双方署名捺印シ且ニ當會社所定
ノ書式ニ依リ名義書替ヲ請求スベシ

第十貳條 相續又ハ遺言ニヨリテ株式ヲ取得シタル

モノハ之ヲ證書ヲ添ヘ名義書替ヲ請求スベシ

第十參條 株主加株券亡失ノ為メ其ノ兩交附ヲ請

求スル場合ハ其ノ事實ノ證明及ビ保證人貳名以
上連署シタル保證書ノ提出ヲ要ス

前項ノ場合當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ公

告ニ登ケ月間ヲ經過スルモ尙發見セザルカ

又ハ異議ノ申出無キ時ハ新株券ヲ交付スルモ其

但ニ當會社ニ於テ其ノ公告ヲ必要ナシト認ムル

時ハ第壹項ノ手續續キ終了ト同時ニ株券ノ

再交附ヲ爲ス事ヲ得

第十四條 株券毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交附

ヲ請求スル時ハ旧株券ト引換ニシテ交附ス

第十五條 新株券ノ交附ニ對シテハ株券流通ニ付キ

金五拾錢名義書替ヘニ對シテハ流通ニ付キ

金貳拾錢ノ手数料ヲ徴収ス

第十六條 株主ハ住所氏名及印鑑ヲ當會社ニ提出ス

ルヲ要ス

住所氏名又ハ印鑑変更ノ場合亦同之

株主ノ前項ノ届出ヲ怠リタル爲メ生ジタル損害ハ

當會社ハ其ノ責ニ任ゼス

第十七條 當會社ハ毎年正月三日ヨリ定時株主

總會終了ノ日迄名義書替ヲ停止ス

第十八條 株主總會

第十八條 定時株主總會ハ毎年正月三日ヨリ開キ

臨時株主總會ハ取締役會又ハ監査役ニ於テ

必要ト認ムル時之ヲ開ク

第十九條 總會ハ會日ヨリ五日之前ニ各株主ニ

對シ會議ノ場所日時及會議ノ目的等事項ヲ

記載シタル書面ヲ以テ通知ス

第二十條 總會議事ハ通知書記載ノ目的事項

ノ外他議ニ涉ル事ヲ得ズ

第二十一條 總會議長ハ取締役社長ニシテ

任ズ社長差支ハアル時ハ他ノ取締役中ヨリ

之レヲ監任ス

第貳拾貳條 總會議事ハ出席株主ノ議決權過半数ヲ以テ之レヲ決シ可合同數ナル時ハ議長之レヲ裁決ス但シ議長ハ裁決權ヲ有スルガ故ニ自己ノ議決權ヲ行使スル事ヲ妨ケス

第貳拾參條 株主ノ議決權ハ壹株ニ付テ壹箇トス

第貳拾肆條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ於ケル議決權及ビ株主權ヲ行使セシムル事ヲ得

但シ代理人ハ當會社ノ株主ニ限ル

第貳拾伍條 總會ノ議事ハ決議録ニ記載シ議長

並ニ出席株主貳名之レニ署名捺印シテ當會社ニ保存ス

第四章 役員

第貳拾陸條 當會社ニハ取締役五名以内監査役參名以内ヲ置ク

但シ取締役會ノ決議ニヨリ支配人ヲ置ク事ヲ得

第貳拾柒條 取締役ハ株式五拾株以上監査役ハ同

貳拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

第貳拾捌條 取締役ハ任期中其ノ所有株式五拾株ヲ監

査役ニ供託スベシ監査役ハ其ノ預リ證ヲ交付スルニ當リ融通ヲ禁ズル旨ヲ記載スル事ヲ要ス

第貳拾玖條 取締役ハ互選ヲ以テ取締役社長ニ

名附キ又

第拾條

取締役社長ハ會社ヲ代表ス

第拾壹條

取締役又ハ監査役任期中欠員ヲ生ジ

タル時ハ臨時株主總會ヲ招集シテ補欠選舉

ヲ行フ補欠選舉セヨリ選舉年セラレ役員ノ任期ハ

前任者ノ残期間トス

但シ法定ノ負數ヲ欠カズ現任者ニ於テ業經力ニ差

支ヘザルト認メタルトキハ此ノ改選期迄補欠選舉

ヲ延期スル事ヲ得

第拾貳條

取締役ノ任期ハ滿考ケ年監査役ハ滿

貳ケ年トシ滿期再選重任ヲ妨ケズ

但シ任期中最終ノ配當期ニ際スル定時株主總會ノ

終結前ニ終了シタル時ハ其終結ニ至ル迄其任期ヲ申長ス

第十五章 計簿

第拾參條

當會社ノ計簿ハ毎年壹月壹日ヨリ同

年拾貳月末日ヲ以テ閉鎖ス

第拾肆條

當會社ノ毎業期ニ於テ總益金ヨリ一切

ノ諸經費及損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益

金トシ左ノ通り配分ス

一 法定積立金 利益金 百分五以上

二 固定資本消却積立金 利益金 百分五以上

三 役員賞與金 利益金 若干

四 株主配當金 利益金 若干

但シ都合ニヨリ内幾分ヲ別途積立金若シクハ

後期繰越金トスルコトアルベシ

第拾五條 配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於テ株

主名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第拾六條 配當金ハ株主總會決議ノ日ヲ滿年

ノ年ヲ終過スルニ請示ナキ時ハ其請求權ヲ極

限シテ元ノト見做シ當會社ニ收得スヘシ

附則

第拾七條 本會社ノ創立費用ハ金參百圓以内トス

第拾八條 本會社發起人ノ引受ケル株式數及其

氏名住所左ノ如シ

高座郡常崎町常崎老平九番地

貳百五拾株 米山延 眞子

五拾株 米山 秀乃 作

五拾株 石田 晴乃 利

高座郡常崎町常崎老平九番地

五拾株 河内 留吉 吉

五拾株 老平九番地

五拾株 米山 和 助

五拾株 老平九番地

五拾株 保江 建 司

五拾株 老平九番地

五拾株 木村 宣 郎

五拾株 老平九番地

五拾株 老平九番地

五拾株 老平九番地

規定ニ從ヒ定款ヲ作成シテ發起人記名捺印ス

昭和貳年壹月貳拾五日

發起人

米	河	石	住	木	米	米
山	内	田	江	村	山	山
和	留	勝	建	重	秀	汗
助	吉	利	司	郎	作	子